

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和4年3月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和4年3月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	4四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ()		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和4年2月15日(火)		
				会議時間	10時00分～11時50分		
出席委員	委員長 松浦 伸			委 員 西尾 祐 佐			
	副委員長 寺尾 真 吾						
	委 員 宮崎 努						
	委 員 川村 一 朗						
	委 員 安岡 明			欠席委員			
	委 員 垣内 孝 文						
その他	議 長 小出 徳 彦			委員外議員 大西 友 亮			
執行部出席者	総務課長 岡本 寿 明			(所管外)			
	" 補佐 武内 俊 治			高齢者支援課長 竹田 哲 也			
	企画広報課長 山崎 行 伸			環境生活課長 渡邊 康			
	企画広報課副参事 中田 智 子			" 四万十川・環境係長 正岡 研 二			
	" 企画調整係長 今城 烈						
	" 主幹 小栗 史 也						
事務局	事務局 長 西澤 和 史						
	事務局 長 補 佐 桑原 由 香						
記 録							
令和4年2月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、「大川筋集落活動センターについて」調査を行った。

【説明：山崎企画広報課長】

今、大川筋地区では準備委員会を立ち上げて協議をしている段階。令和2年2月に設立された。前段として平成27年度から先進地視察、集落活動センターの説明会を行ってきた。地域内でも時間をかけて段階を踏んで集落活動センターに向き合ってきた。

委員は大川筋の9地区で2名ずつ選出し、18名で構成している。

事業内容については、令和4年度から高齢者の生きがづくり事業として、大川筋地域の農産物を用いた加工品の開発をしたいという考えがある。現時点ではイタドリの漬物が候補にされているようだ。

地域の憩いの場・健康づくり事業として、高齢者等が集える場所をつくり、地域間の交流の場としたいということで、地域おこし協力隊が鍼灸の免許を持っており、鍼灸を絡めた健康教室などを行っていききたいという考えがある。

令和5年度からは、コインランドリー事業として、大川筋地域住民やかわらっこ利用客及び周辺施設利用客をターゲットにコインランドリーによる収益事業を実施するとともに、併設する機能として飲食スペースや販売スペースを設け、農産物や加工品の販売等を行っていききたいということ。

宿泊拠点事業は、川登小学校跡地を活用し、全国に拠点展開する会員制の「ホビモ」を活用した宿泊事業を実施し、安定した収益の確保を図る。

配送拠点事業としては、有機農業により生産した農産物や生きがづくり事業により開発した加工品等を都市部に販売したいという考えを持っている。配送業務の拠点として川登小学校を活用し、一次産業者の所得向上と地域の雇用の創出を図りたいというもの。首都圏のレストランやスーパーに販売したいということで一定の販路は持たれているとお聞きしてる。

【質疑：西尾委員】

令和4年度から活動するのか。拠点や運営はどこがするのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

段階的に来年度に生きがづくりや健康づくりの部分から始めたいとの意向。産業分野については令和5年度からが目標で、誰がどういった体制でやるのか、収支はどうするのかというところは、今試算している段階で、将来的に持続可能なものを確認していかないと財政支援も厳しいとお伝えしている。

まずは、あまりお金のかからない部分から始めたいという意向で、当初予算に上程する予定。実際の運営母体は推進協議会で3月20日に設立総会を予定されている。今後はこの母体で進めていく。

【質疑：安岡委員】

相談役2名はだれか。

【答弁：山崎企画広報課長】

山崎 司議員と廣瀬正明議員。

【質疑：安岡委員】

健康福祉委員会の活動と、ダブルような気もするが、どうか。

【答弁：山崎企画広報課長】

9集落をすべて網羅した形で取り組みしたいということだが、内容については具体的なものになったときにこちらとしても確認していきたい。

【質疑：川村委員】

宿泊拠点事業とは新たに宿泊施設を設けるのかどうか。

【答弁：山崎企画広報課長】

「ホビモ」というのは、簡易な宿泊施設で、現地を会社の方に見ていただいたが、一般の宿泊施設のように内外装をやりかえるのではなく、今の小学校を活用し、シャワー室等の水回り、ベッドの設置等でよいと聞いているので大きな改修費は必要ないと考えている。

【質疑：宮崎委員】

老人憩の家は、委託先が維持管理している。令和4年度からの事業は健康福祉委員会等でやるべきではないか。市が費用を出す根拠は。

【答弁：山崎企画広報課長】

100万円程度の補助としており、パソコン等の備品の要望は上がってきている。健康福祉委員会とのさびわけも必要になってくるし、誰が主体でどういったことを行うかというところをもう少し、詰めていただいてから予算の執行となる。

【質疑：宮崎委員】

補助金を決めてから予算の使い方を分けるというのは逆ではないか。老人憩の家の管理を受けているところはどこも厳しいという声を聞く。条例では原則使用料は無料となっている。お金をもらわずに管理運営をしなければならず、どこもが困っている。健康福祉委員会の費用を利用して維持に充てる等考えているなかで、なぜ大川筋のこれだけが補助対象になるのかというところは他の地区は納得していないのではないか。集落活動センターとは別物だとは思いますが、高齢者の支援の考え方について全市的に明確にしてからでないちょっと乱暴ではないかというのが正直な感想。5年度からの事業が主でそれに補助を出すのはわかるが、4年度からの事業はどこもがやっていて困っているところなのに、整合性がとれないのではないかと心配する。

【答弁：山崎企画広報課長】

大川筋地区は500名程度の人口で高齢化率も高い。地域が、もうひと踏ん張りしたいという意向を先行させている部分もある。基本的に集落活動センターは支え合いづくりの事業を継続していこうというところで、維持管理等にかかる経費を収益事業で賄うという制度。大川筋9地区の健康福祉委員会をこれに切り替えてはどうかという話もでてくるかもしれない。委託料としてやってもらう制限付きの事業との違いはあるが、主体的に考えて行こうという地域の支え合いの最終形を取り組んでもらっているところがある。おっしゃることはわかるが、どこまで整理をするのか、高齢者支援課とも協議をさせていただきたい。

【質疑：垣内委員】

具体的なセンターの活動が見えない。行政としてこの集落活動センターをどういうスタンスで支援していくのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

立場としては側面的支援ということだが、こちらが主導権をもって意見を言うべきところは言う。はじめは大きな構想を地区は持っていたが実現不可能と結論付けられた。今の体制で無理なく継続できる方法を視点を言わせていただいた経過もある。準備委員会の方にご尽力いただいているが、地域がまとまりにくいということもあり、きちんとした事業計画も詰めきれていない。地域の方から、こんなに時間がかかってどうするのかという声もでてきたこともあり、先行して進めている状況。収益事業がメイ

になるのできちんとした収支を見ていかななくてはいけない。従業員を雇用するのか等の体制についてはきちんと固めていかなければいけない段階。

【質疑：垣内委員】

地区の熟度はどうか。

【答弁：山崎企画広報課長】

地区でアンケートを行って、回収に努めているところ。中には収支を出すのが先ではないかというような意見もあり、地区としてどう受け止めるのかがこれからの協議事項。すべての方に賛同いただけるものではないので、どれだけの人数でやれるのか見極めが必要。

【質疑：寺尾副委員長】

まだまだ準備段階であるようなので、その中で立ち上げて、うまくいくのか見えづらい。備品の中でマッサージチェアがあるようだが、何台でいくらか。

【答弁：山崎企画広報課長】

1台で見積りは478,000円。憩いの場として高齢者の方に活用してもらおう。

【質疑：寺尾副委員長】

マッサージチェアは、私は認められない。身体的なことを考慮した座りやすい椅子なら理解できる。なんでも買っていいのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

補助制度のなかでは、細かいところはない。地域の方が使い勝手が良い、集まりやすいという機能面での提案。一つ一つ必要性にまでは踏み込んでいない。

【意見：寺尾副委員長】

踏み込むべきではないか。ここの地区だけ特別になるようなものを買って与えることが正しいのかと考えたときに、認めにくい。

【意見：小出議長】

委員の質疑が予算のことに入っていくことについては懸念がある。

【質疑：寺尾副委員長】

小学校は無償で貸して、「ホビモ」を活用した宿泊事業の収益は集落活動センターに入るということでよいか。

【答弁：山崎企画広報課長】

そのとおり。

【質疑：安岡委員】

他の地区でもそういう事業をやりたいという要望があれば可能性はあるのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

地区からそういうお声があれば支援させていただく。ハード、ソフト面でも3年間の支援であるので、4年目以降自立して活動していかなければならない。収益で赤字を出さないようにしないと存続できない制度であるので立ち上げについてはこれまでも慎重に協議を進めてきた。持続可能な取り組みが見いだせなかった地区は立ち上げには至っていない。地域で立ち上げについての盛り上がりがあればどの地区でも可能。

【質疑：安岡委員】

大川筋地区は見込みがありそうだと判断して事業を進めているということか。

【答弁：山崎企画広報課長】

平成 25 年から地域おこし協力隊をフリーミッションで入れて、最終的には集落活動センターの立ち上げを目標に取り組んできた。地区の盛り上がりがだんだんと大きくなってきて、当初の目的が少しずつ形になってきた段階。地域としても、この盛り上がりの火を消すことなく取り組んでいこうという有志の方がいらっしゃるので協力していいものにしていきたいと思っている。

【質疑：松浦委員長】

地域おこし協力隊が鍼灸をするという説明だったが、協力隊を続けながらやるのか。具体的な話は決まっているのか。

【答弁：山崎企画広報課長】

非常勤職員であるので、兼業も可能。当面は無償という形で協力をさせていただきたいという話をしているようだ。

【質疑：松浦委員長】

協力隊員が自立されて、その地域で鍼灸をやっていききたいとなったら、今まで料金が格安だったものが、生活していくために、通常どおりの料金になるかもしれない。協力隊を退任された後、鍼灸師としてやっていく場合、非常に不安がある。回答は知らないがしっかり考えて、やっていただきたい。

※他に質疑なく終了

●次に「大学誘致の進捗状況について」調査を行った。

【説明：中田企画広報課副参事】

まず校舎校地整備について、(仮称) 四万十看護学部の実習棟となる旧中医学研究所の改修工事の入札が、2月7日、学校法人により行われ、同日付で、学校法人と旧中医学研究所の土地・建物使用貸借契約を締結することとしている。工期は、令和4年4月1日から8月末まで。下田中学校校舎、体育館改修工事、新築工事及び外構工事については、令和4年4月から予定していた学校法人による下田中学校校舎等の工事を、市の公共工事として実施する方向に変更。これは、地方創生拠点整備交付金を活用し、新学部の施設整備の充実及び大学誘致による地方創生のさらなる充実強化を図るためのもので、令和4年度、令和5年度による段階的整備を計画しているところ。段階的整備の計画としては、令和4年度は下田中学校校舎の改修を行いたい。市の事業として実施する予定。多目的ホール棟、研究・教室棟、外構整備を、令和5年度に実施する予定。国の補助金を使うということで、学校法人が行う旧中医学研究所は、空き家対策総合支援交付金、また、市が行う事業については、地方創生拠点整備交付金を活用したいと考えている。整備計画を作成するに当たって、地域貢献や地方創生の充実強化を目指していかなければならないので、計画のつくり方次第では変更になることも考えながら、交付金が採択されるような計画を作りながら進めていきたい。

公共工事への変更に伴う変更等について、学校法人への補助金の交付は、新学部の設置に要する費用及び運営に要する費用の一部について、10億円を上限に、分割により補助金を交付するというようにしていたが、ニーズ調査、実施設計及び旧中医学研究所の改修工事、工事監理に係る費用に対してのみ補助をするものとする。備品等の購入に対する補助は行わない。

運営に要する費用への支援は、学校法人への補助金及び市が実施する、施設整備に係る事業費の合計額が10億円以内となった場合に、残額を充てることとし、交付方法は今後検討する。

土地及び建物の取扱いに変更はない。改修及び新築した施設等の取扱いについては、(仮称) 京都看

護大学四万十看護学部設置・運営に関する基本協定のとおりに、無償貸与とし、維持管理に要する費用、その他の有益費は、学校法人の負担としたい。ただし、大規模改修等については、別途協議とすることを基本協定にも謳っている。

公共工事における実施設計は、学校法人により実施した実施設計を、公共工事としての見積徴収額に変更することで、対応したいと考えている。設計内容の大幅な変更は考えてないが、民間が発注する実施設計においては、まれに、資材のメーカー指定をする場合があるということもお伺いしているので、一者指定していないか等、内容を確認しながら、公共工事の実実施設計の図書として、適切かどうか、建築担当と確認していきたい。

校舎・校地整備等スケジュールは、令和4年1月、旧中医学研究所の工事に伴う国庫補助金をいただくため、空き家対策総合支援事業変更交付申請を行った。3月は、空き家対策総合支援事業の交付決定を受け、4月に工事を着手し工期は8月末まで。4月には、学校法人から文部科学省に事前相談ということで、資料の提出が行われる。6月は、学則変更で、これは定員増に伴うものであり、認可申請を学校法人から文部科学省に提出する。また、下田中学校の校舎の地方創生拠点整備交付金交付申請を行う。7月は、学部設置届出と、看護師学校指定申請、8月は、学則変更認可通知が、文部科学省から届き、大学として、実際に学生募集ができる、願書等の配布が可能となる。また地方創生拠点整備交付金の交付決定をもって、下田中学校の校舎改修工事に着手し、3月末までの予定。11月からは入学試験が開始され、令和5年1月から地方創生拠点整備交付金の交付申請をする。3月に交付決定があり、4月から工事着手し、年度末まで行う。4月は、(仮称)四万十看護学部の入学式をする。

【質疑：小出議長】

2か年にわたって、地方創生拠点整備交付金事業でやるが、令和5年度に学生が入って、2か年にわたっての工事になることに対して、授業等、大学の運営に影響等はないのか。また協定を結んでいるので、その内容に準じた形だと思うが、市が、こういった事業で整備をするうえで、登記上の問題というのはどのようになるのか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

学校法人とお話をしており、1学年80名なので、実習棟と、下田中学校校舎の2棟で問題ないということ。また、教授の教室を新設することにはなるが、管理・教室棟で1年目は対応できるということをお聞きをしている。市が整備するので、市の公共施設は登記はしないということにはなる。市の公用財産として、設備の計画にも乗っていくということになるかと思う。

【質疑：垣内委員】

土地・建物使用貸借契約の契約期間は、何年になるか。交付金の関係で公設民営ということだが、実施設計を公共工事としての見積徴収額に変更することで対応するということだが、ここら辺は慎重に進めていかないと、問題が発生するのではないか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

大学側所有の土地建物でない場合、文部科学省への届出に対し、20年以上の補償が必要ということになっているので、令和5年4月1日から、開学してからの20年ということで、25年の3月31日まで契約をするように、今書類が整っているところ。実施設計については、建築担当の職員や財政課と検討しながらやっている。再度、いろいろな問題が起きないかどうかということももう一度検討していきたい。

【質疑：垣内委員】

学則変更の認可がおりなければ、学生の募集を含めて、事業に待ったがかかるが、大学側の見通しは

どうか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

学校法人に学則変更申請、学部設置届出申請に係る書類の作成の進捗状況を、確認した。教員の確保、医療機関を対象にした卒業生の採用意向調査、実習施設の確保等については、3月中には完了する見込みと回答をいただいている。調査も発送しており、3月中にまとめる。教員の確保も、20名については既に内定済みで、あとは講師、助教の補充だけと聞いている。実習施設に関しても、内諾を得ている施設もかなりあるので、再度訪問して、承諾書等の書類を3月中にはいただくということで進めていくと聞いている。

【質疑：西尾委員】

結構スケジュールもタイトな感じがする。交付決定を待ちながら、予算化をしていかないといけないような状況なのかという感じだが、3月議会に上がってきそうな予算はあるのか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

3月議会に上げる予算は、学校法人への補助金の交付と令和4年度の下田中学校校舎の改修に伴う費用を計上させていただく。

【質疑：西尾委員】

工事が進み、お金が入っていくにつれて、お金を入れたからということで何かずるずると、学校側からの要求に対して、進めていかざるを得ないような状況になっていかないのかというのが、懸念される。今後基本協定等の内容の見直しはあるのか。学校側とのやり取りのなかで、すれ違い等があった場合に、土地建物の無償貸与等について検討し直すことができるのかどうか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

基本協定の見直しについては、特に変更する点はないと考えている。ただ、市が施設整備をしていくということに変更になったことで、対応しなければいけない学校法人との約束事が出てくると思う。その点に関しては、基本協定の見直しではなく、新たに整理しながら進めていかなければならないと考えており、書面上やメールのやりとりで、いろいろ打合せはしているが、今後はきちんと顔を突き合わせた中で、協議を進めていきたい。

【意見：西尾委員】

ぜひ、そういった内容についてはしっかりと覚書等で残して行ってほしい。対等な立場でやっていただきたい。お金を入れたから後には引けないとか、来てほしいから、ある程度の要求をこなしていく、ということにならないようしっかりと対等な立場を保っていただきたい。

【質疑：川村委員】

10億円以内となった場合に残額を充てることとして、ということで、10億円については満額を使うということが前提なのか。大規模改修は、またさらに検討することなら、10億円を越してしまうというのが現状ではないか。また、それだけお金を入れたのなら、最低何年間は大学を運営する等も条件に入ってもいいのではないかなというふうに思うが、そういった考えはないのか、もしあるなら、その年数を教えてほしい。

【答弁：中田企画広報課副参事】

10億円を上限にということで、10億円は、全て大学を新しく設置するためのお金として、使っていくという考え。大規模工事については、ただし書きがあり、大学をつくるために、かなりの改修をするので、今後大規模改修、10年以上はないかと考えている。そういったことが起こった場合どうするかも、

今後検討していく。学校法人としては、10年でやめるなどとは今考えていないし、そういう想定もされていない。市としても、学校だけに頼ることなく、地域との結びつきや看護大学としての付加価値もつくりながら、地域包括ケアシステムを地域と一緒に学ぶ、地域が大学というような形で行っていきたく法人もおっしゃっているので、市も地域も一緒に協力、連携しながら、大学の付加価値を高めていき、大学が20年30年持続するような仕組みづくりも、一緒に考えていけたらいい。

【質疑：川村委員】

確かに20年30年も続いたらいいが、ただ、想定していないというだけ、口約束だけでなく、やはり文章化していないと。例えば、想定してなかったけど、やれなかったとか、運営して赤字になったから引き上げるとか、そういうこともあり得るので、ある程度は、文章化したほうがいいのではないかと思うが、どうか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

想定外も、想定しながら学校法人と、協議をしながら、それが文書化できるものかどうか検討もして、10人以上、20年30年のために、こんなことをするとか、もし出来なかった場合は、というような話も交わしていきたい。

【質疑：宮崎委員】

この3月議会で審議すべき内容の中で、中医学研究所の改修工事が、来年度の予算に組み込まれてくるだろうと思うが、これについては、空き家対策総合支援交付金を使って、法人が3分の1、市が3分の1、国が3分の1になると思うが、補助金というのは、市が出すべき3分の1を指すのか、市プラス法人が出すべき3分の1まで含まれるのか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

法人が出すべき3分の1も含まれる。、国の補助金が3分の1、残りの3分の2を市が補助金として、学校法人に、交付する。

【質疑：宮崎委員】

市が3分の2、国が3分の1出すという形になるが、空き家対策総合支援事業補助金のスキームとして、それで構わないのか、心配。調べているのか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

この補助金を使えるのではないかと県から話があった。実際に使えるかどうか、県にも、県から国へも、市がこの中医学研究所を使って行っていきたい事業について説明した。その中で、市の計画の中に位置づけて実施するというのであれば、できるのではないかと。ただし地域活性化、改修し市外から学生を呼び込んで、その学生と地域活動を、というひもづけを整理していく必要があるということであった。特に市が3分の2補助するというのは、間接的補助としてこれまでのものと同じであるので大丈夫だと理解している。

※他に質疑なく終了

●次に、所管事項に係る報告として「工作物の建築等の不許可処分取消請求事件について」総務課から報告を受けた。

【説明：岡本総務課長】

三里地区、太陽光発電所に関する工作物の建築等の不許可処分取消請求事件について、昨年11月24日の総務常任委員会において、環境生活課から報告をしている。この取消訴訟の概要については、11

月の総務常任委員会でも説明したが、不許可通知書に記載のある不許可理由のうち、水害、災害発生のおそれ、基本条例の景観に関する将来像を満たしていない、住民説明会が開催されていないという点について、不許可処分は、許可権限を乱用したものであり、申請に係る不許可処分の取消訴訟を求めるといふもの。その後、本年2月1日に第1回目の口頭弁論が開かれる予定であったが、裁判所からウェブによる、進行協議に変更になったという連絡があり、2月1日に、ウェブによる進行協議をした。この進行協議は裁判の審理、充実を目的として、口頭弁論の期日以外で裁判所及び当事者が争点との関係の確認や訴訟の進行に関し必要な事項について協議を行うもの。この進行協議において、今回は、3月末までに、本市の主張（反論書）を提出し、次回、4月19日に再度ウェブで行うこととなった。

※質疑なく終了

●続いて、「慰謝料請求事件について」総務課から報告を受けた。

【説明：岡本総務課長】

この慰謝料請求事件については、原告が原告の妻に対し、介護をしていない事実が確認されたことから、原告の妻の安全を確保するため、令和2年9月25日付けで本市がこの妻を高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び老人福祉法の規定により、高齢者施設に入所措置をするとともに、原告に対し、面会制限を行ったもの。これに対し原告より、この決定は憲法に違反し、人権無視だということで令和3年12月22日付けの文書が本市に令和3年12月23日に届いた。本市の対応としては、この請求について全面的に争うということで口頭弁論が2月17日に決まっている。

【質疑：宮崎委員】

市としては、当たり前前の措置を法律に則ってやっただけにしか見えないが、争点は何か。

【答弁：岡本総務課長】

市が決定したのが、令和2年9月だが、その後被告から令和2年10月14日に、裁判所に訴状が提出されていた。その後裁判所で補正を繰り返し、受け付けたのがほぼ1年以上たった令和3年12月。この原告には訴訟代理人もおらず、市の対応が人権侵害で、原告と原告の妻を引き離す、ということが書かれている。

【質疑：小出議長】

慰謝料の金額はもう提示されているのか。

【答弁：岡本総務課長】

慰謝料290万は訴状に記載をしている額。

【質疑：寺尾副委員長】

9月25日付けで原告の妻と面会制限を行う措置を行ったということだが、事案が発生して、その妻のための行動がとれるまでの期間をお聞きしたい。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

最初にこの事案について関わりがあったのが、令和2年の6月3日。このときに某医療機関から、養護者に対する虐待が疑われる旨の相談があり、その相談内容も吟味した上で、見守りを続けるということになっていた。その後、その医療機関及び消防からも虐待ではないかという通報があったため、関係者で協議等を行い、9月25日に最終的に虐待を認定し、妻を施設に入所させて、原告から離すということと、面会制限を行った。

【質疑：寺尾副委員長】

過程として、今回その見守りが正しかったのか。どういうふうに取り組まれたのか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

虐待等認定するには、いろいろなところからの情報等、吟味した上になるし、医療機関から話があったときに、確実に虐待と認められるような情報までは得られていなかったもので、見守りという判断をさせていただいた。見守りといっても黙って見ているのではなく、その方の自宅に訪問したり、最初に情報があつた医療機関からも、定期的に情報収集したりしていた

【質疑：西尾委員】

施設に入れるというのは、どこの権限でできるのか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

市の権限で出来る。

【質疑：西尾委員】

入所施設にどれぐらいの期間いることができるのか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

法律上はいつまでというのはなく、この方が虐待を受けなくなるまでずっと。9月25日に入所してから、今も施設に入っている。虐待をした養護者がこの今回の措置に対して理解し、自宅に帰って、虐待行為をしなくなるという判断ができるまでは、ずっとということになる。

【質疑：西尾委員】

入所施設に入ってる費用は国から出るのか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

基本的には、その分が国からというのではないので、市になる。施設の自己負担はあるので、自己負担分は、妻の年金から支払いしていただいている。

【質疑：安岡委員】

人権侵害といっている人は、自分が虐待してないのに、無理やり引き離されたという訴えの内容になっているのか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

訴状には、書いてないが、度々窓口のほうにこられて、そういうことは言っていた。また今回の決定は当然市として決定しているが、課としては、私が決裁する。私が妻に会ってもいないのに、虐待ということを判断したと。それがおかしいということも、訴状には書いていた。いろいろな情報を得て、私だけの判断ではなく決定してることなので、それは法的にも、違法ではない、と考えている。

【質疑：安岡委員】

例えば医療関係からの通報なら、痣があるとか、そういったことが、想定されるが、そういう証拠があつて認定したということか。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

今回の場合は暴力ではなく、介護の放棄。具体的に言うと、例えば、夏の猛暑の中で、クーラーもかけずに厚着をさせ、それが原因で熱中症になって、病院に救急搬送する。病院では治療を拒否し、それは俺が決める、ということで、連れて帰る。そういうのを何回も繰り返す。傷があつたとか、そういうことではない。医師等からの、適切な処置をさせないということ。また、高齢者支援課からも、なかなか家で面倒見るのは無理なので、介護サービスも使ったらどうかということも何度もお話したが、いらぬと言う。そういった介護、世話の放棄が、今回の虐待事案。

【質疑：垣内委員】

奥さんは要介護者か。

【答弁：竹田高齢者支援課長】

介護認定も受けており、当時は介護2だったが、今は介護5なので、介護サービスを受けないと無理な方だが、家で俺が見る、と言って、なかなか聞いてくれない。

※他に質疑なく終了

— 小休 —

●小出議長から、大橋通1丁目の寺尾区長から分野別意見交換会の申し込みがあったことについて説明があった。

— 協議 —

※議長：区長からもう一度申請を出しなおしてもらい、趣旨をしっかりと明記していただき、総務常任委員会としてどう判断するか委員に示す。

●事務局から報告事項

○3月議会の日程案

— 正会 —

■委員長報告は正副委員長に一任することとし、委員会を終了した。